

堺市消費者安全確保地域協議会設置要綱

令和〇年〇月〇日制定

(設置)

第1条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第11条の3第1項に規定する消費者安全確保地域協議会として、同項に規定する関係機関及び同条第2項に規定する関係者（以下「関係機関等」という。）により、堺市消費者安全確保地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 法第11条の4第1項の規定による協議会の事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者安全の確保に関する事項
- (2) 消費者被害の防止に関する事項
- (3) 消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り等に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる関係機関等に所属する者をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会は、堺市立消費生活センター所長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは、協議会の構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(秘密保持)

第5条 協議会の構成員及び出席者は、法第11条の5の規定に基づき、協議会の活動を通じて知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、堺市立消費生活センターにおいて行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から施行する。

別表（第3条関係）

（協議会構成メンバー）

(案)

堺市消費者見守り連携シート

消費者被害が懸念される異変・兆候に気づいた場合は、本シートにご記入いただき送付してください。

送信日 _____ 年 _____ 月 _____ 日
連絡機関名 _____
担当者氏名 _____
電話番号 _____
対象者との関係 _____

堺市立消費生活センター

FAX : 072-221-2796

MAIL : syoseise@city.sakai.lg.jp

対象者 (見守りが必要と思われる方)

住所	
氏名	性別 男 ・ 女
電話番号	年齢
家族構成	単身者 ・ 高齢者のみ ・ その他 ()
被害にあっている自覚	ある ・ ない
対象者の主訴、意向 ■ 情報を確認したり、契約内容や書類を確認してほしい ■ 警察や消費生活センター、地域包括支援センターなどに連絡してほしい ■ クーリング・オフ等の手続支援をしてほしい ■ その他 ()	
消費生活センターへの連絡の了承を得ていますか？	はい ・ いいえ
購入 (契約) したもの	
購入 (契約) 金額	
現在までに支払いした金額	
代金の支払い方法 ■ 現金 ・ クレジットカード ・ 電子マネー ・ その他 () ■ 一括 ・ 分割	
現在、購入したものは手元にありますか？	ある ・ ない
契約書など、事業者が発行した書類は残っていますか？	ある ・ ない 契約書 ・ 領収書 ・ 見積書 ・ 納品書 ・ 名刺 ・ その他 ()

事業者について
■ 事業者名
■ 担当者名
■ 連絡先
■ 住所
■ 主な連絡手段 電話 ・ メール ・ SNS () その他 ()
対象者の健康状態 (介護認定など)
対象者の判断能力
対象者の生計状況 年金受給 ・ 生活保護 ・ 親族等の扶養 ・ 就労収入 ・ その他 ()
対象者に支援者の有無 有 ・ 無
支援者の名前・連絡先
消費生活以外の相談の希望 介護保険など ・ 障害者福祉 ・ 権利擁護 ・ その他 ()
その他、経緯など